⑸　工事内容
ア　棟名　職業訓練棟Ａ　建物用途　職業訓練棟　構造・階数　Ｓ造４階　建築面積　1,715㎡　延べ面積　4,804㎡　工事種別　新築
イ　棟名　職業訓練棟Ｂ　建物用途　職業訓練棟　構造・階数　Ｓ造４階　建築面積　2,102㎡　延べ面積　6,309㎡　工事種別　新築
ウ　棟名　渡り廊下Ｄ（Ｓ）建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造３階　建築面積　322㎡　延べ面積　965㎡　工事種別　新築
エ　棟名　西分室・教室棟・渡り廊下Ｄ（ＲＣ）建物用途　教室・渡り廊下　構造・階数　ＲＣ造４階　建築面積　1,146㎡　延べ面積　2,615㎡　工事種別　新築
オ　棟名　保護室棟　建物用途　収容棟　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　75㎡　延べ面積　75㎡　工事種別　新築
カ　棟名　倉庫　建物用途　倉庫　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　６㎡　延べ面積　６㎡　工事種別　新築
キ　工事種目　建築一式工事
ク　その他　外構、工作物、既存建物模様替え（新築接続部、一部天井改修）、取壊し、仮設
ケ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）
⑹　工期　令和４年11月11日まで（指定部分（職業訓練棟Ａ、職業訓練棟Ｂ、渡り廊下Ｄ（Ｓ）、西分室・教室棟・渡り廊下Ｄ（ＲＣ）、保護室棟、倉庫、工作物、既存建物模様替え（新築接続部）、外構）は令和４年７月29日まで。）
　余裕期間　契約締結日の翌日から令和２年５月８日まで
⑺　使用する主要な資機材　コンクリート約8,200㎥、鉄筋約1,100ｔ、鉄骨約800ｔ、ガラス約1,200㎡
⑻　本工事は、入札時に工事の品質を高めることを目的とした技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.geps.go.jp/））により行う。
　なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。
　おって、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、紙入札方式に限る。
２　競争参加資格
　単体有資格者は下記Ａの条件を、共同企業体は下記Ｂの条件を満たしていること。
Ａ　単体有資格者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成31・32年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　法務省の平成31・32年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。
⑷　平成16年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ア　同種工事
㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）
㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造
　Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。
　ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。
㋒　階数　地上３階建以上
㋓　建物規模　延べ面積5,000㎡以上
㋔　建築種別　新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと）
㋕　工事種目　建築一式工事
㋖　施工期間　地業工事の着手から完成まで施工していること。
イ　類似工事
㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設並びに工場、作業場
㋑　構造　上記ア㋑に同じ
㋒　階数　上記ア㋒に同じ
㋓　建物規模　上記ア㋓に同じ
㋔　建築種別　上記ア㋔に同じ
㋕　工事種目　上記ア㋕に同じ
㋖　施工期間　上記ア㋖に同じ
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。
　なお、余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。
ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　上記⑷に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。
⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。以下同じ。）でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑽　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
Ｂ　共同企業体
⑴　共同企業体の代表者である構成員は上記Ａの条件を全て満たしていること。
⑵　共同企業体の代表者以外の構成員は上記Ａ⑴から⑷、⑹から⑽の条件を満たしていること。ただし、上記Ａ⑶に掲げる総合数値は、「1,000点以上」とし、上記Ａ⑷ア㋒及びイ㋒に掲げる階数は「地上２階建以上」とし、上記Ａ⑷ア㋓及びイ㋓に掲げる建物規模は「延べ面積2,500㎡以上」とする。
⑶　共同企業体の代表者以外の構成員は上記Ａ⑸ア及びウの基準を満たす主任技術者を本工事に専任で配置することができること。
　なお、余裕期間内は、主任技術者を配置することを要しない。